



智頭町部落差別の解消の推進に関する条例が策定されました！

「部落差別の解消の推進に関する法律」(平成28年12月16日制定)では、部落差別が存在することともに、これを解消することが重要な課題であると明記されています。本町でもこの法律に伴い、部落差別のない町を実現することを目的として、「智頭町部落差別の解消の推進に関する条例」を制定しました。

(基本理念)
部落差別の解消に関する施策は、全ての町民が等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する町民一人ひとりの理解を深めるよう努め、部落差別のない社会を実現するものとする。

智頭町部落差別の解消の推進に関する条例って？

町は？

基本理念にのっとり、智頭町部落差別解消基本計画を推進し、部落差別解消の推進体制の充実に努めます。

具体的には？

- ・部落差別に関する相談体制の充実に努めます。
- ・部落差別行為を受けた者への心理的支援及び救済に努めます。
- ・部落差別を解消するために必要な教育及び啓発をあらゆる世代に行います。
- ・インターネットモニターリングを行い、町に関係する差別書込み等を発見した場合は、削除要請をします。

町民は？

部落差別行為を知り得た場合は、速やかに役場に情報提供をお願いします。

その他の取組は？

差別行為が発生した場合、智頭町基本的人権の擁護に関する審議会で審議をします。

町は、審議を踏まえ、差別者の誤解、偏見等を取り除くため、指導又は助言を行います。差別者の家族等にも指導等をしていきます。



部落差別に関する相談受け付け

本折隣保館では、生活相談員が部落差別に関する相談を受け付けています。気軽に問合せください。

※久志谷地区集会所、役場総務課でも相談できます。また、月に1度総合センターで開催している特設人権相談では、差別全般やいじめ等の相談も受け付けています。

本折隣保館 ☎75-12212
久志谷地区集会所 ☎75-1802

特設人権相談所
毎月第1火曜日
午前9時～11時30分
総合センター 相談室



問合せ先 役場総務課 ☎75-4111